

市発注建築・設備工事における法定外の労災保険の付保の要件化について（改正）

令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者の責務として位置づけられております。

南あわじ市においても、本市が発注する建築・設備工事について、現場管理費率の補正を行い、対象工事の予定価格に保険料を反映するとともに、設計図書に明示し、保険付保の確認を行うこととしております。

ただし、令和5年3月29日付けで公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）が改訂され、現場管理費率に含む内容となりましたので、お知らせします。

1. 法定外の労災保険

従業員が、業務上または通勤途上に災害を被り、死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に「上乗せ給付（補償）」等を行うことを目的とした保険です。

2. 設計図書への明示

特記仕様書または現場説明書に別紙の内容を明示します。【別紙(1)】

3. 保険付保の確認

工事着手までに、確認書類（証券の写し等）を監督員に提示し、確認したことを工事打合せ簿または初回の工事定例会議事録に記録願います。【別紙(2)】

なお、保険期間については、工事着工の日から引渡し（通常は完成期限後14日）までとします。

4. 対象工事

令和5年4月1日以降に入札公告または指名通知等する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のうち公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）を適用する案件から適用します。

5. 予定価格への反映

公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定、国土交通省）を準用する。【別紙(3)】

※ 共通費の改定に伴い、現場管理費率に含む（別途補正是不要）

市発注建築・設備工事における法定外の労災保険の付保の要件化について

別紙

(1) 設計図書への明示について

【参考】特記仕様書等 記載例

第〇条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員または、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 3 受注者は、工事請負契約書約款第57条の規定に基づき、法定外の労災保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを見出しするまでに監督員に提示しなければならない。なお、保険期間については、工事着工の日から引渡し（通常は完成期限後14日）までとする。
- 4 本工事で求める「法定外の労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

(2) 保険付保の確認について

建設工事標準請負契約書約款第57条において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされています。これに基づき発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとします。

監督員に受注者が保険会社と締結した労災保険の証券等を提示し、法定外の労災保険の付保状況を確認したことを、受注者は工事打合せ簿または初回の定例会議事録に記録するものとします。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提示すること。

なお、本工事で求める「法定外の労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとします。

【参考】建設工事請負契約書（南あわじ市）

(火災保険等)

第 57 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものと含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(3) 公共建築工事積算基準等資料

【参考】公共建築工事積算基準等資料（令和 4 年度改正 国土交通省）

(へ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に 1.01 を乗じる。



【参考】公共建築工事積算基準等資料（令和 5 年度改定 国土交通省）

共通費の改定に伴い、現場管理費率に含む（別途補正は不要）

なお、土木工事についても、既に現場管理費に含まれているため、保険付保の確認を実施します。